

令和6年度 京都市はぐくみ推進審議会 第3回幼保推進部会
会議録

日 時	令和6年12月20日（金）13：00～15：30
場 所	京都市役所本庁舎 第1・2会議室
出席者	和泉景子委員、内海日出子委員、川北典子委員、杉本五十洋委員、 富田宏子委員、中野浩子委員、藤本明弘委員、升光泰雄委員、 丸橋泰子委員、矢島里美委員、山田恵子委員（50音順）
欠席者	伊佐貴美子委員、吉田正幸委員（50音順）
次 第	＜議 題＞ 1 こども誰でも通園制度の今後のスケジュール及び量の見込みについて（意見聴取） 2 第三期事業計画における需給調整の特例の取扱いについて（意見聴取） 3 認定こども園等における利用調整の見直し案の検討について（意見聴取）

事務局	それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市はぐくみ推進審議会 令和6年度第3回幼保推進部会を始めさせていただきます。 皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。 本日の司会を務めさせていただきます、幼保総合支援室幼保企画課長の横川と申します。 本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。 本日、伊佐委員、吉田委員におかれましては、所用のため欠席されとの連絡をいただいております。 「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、委員13名中11名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。 それでは、開会に当たりまして、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長の金井塚より御挨拶申し上げます。
金井塚室長	<開会あいさつ>
事務局	次に、本日の資料についてでございます。 資料につきましては事前に共有をさせていただいておりましたが、席上に同じものを配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。 また、今週月曜日までにいただいた御意見につきましても併せて席上に配付しておりますので御確認ください。 後ほど、議題ごとに委員の皆様から御意見をいただきますが、事前に御意見を提出いただいた委員におかれましては、事前に提出いただいた意見の説明・補足をしていただいても構いませんし、追加の意見をおっしゃっていただいても構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

川北部会長	それでは本日の議事に移らせていただきます。 ここからの議事進行につきましては、川北部会長にお願いしたいと思います。 川北部会長よろしくお願いいたします。
川北部会長	本日は、お手元にお配りしております次第に記載のとおり、3つの議題を予定しております。 いずれも重要な議題であり、各委員の皆様から広く御意見をいただくため、御発言はできる限り簡潔にさせていただくなど、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。
川北部会長	それでは、まず1つ目の議題の「こども誰でも通園制度の今後のスケジュール及び量の見込みについて」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料1>を用いて説明>
川北部会長	それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
藤本委員	初めてこども誰でも通園制度の制度趣旨について聞いたときは、新たな制度として既存の各種制度と別に実施する必要があるのか、と思っていたが、最近こども家庭庁の方とお話をする機会があり、その理解を改めることとなった。この制度の趣旨は、保育認定を受けられない子どもに光を当てて、家庭の状況を問わず、保育を受ける機会を提供しようとするものとのこと。これまでの形では行政の補助付きで保育サービスを受けられない方に対して、行政サービスの一環としてサポートできるようになるのであれば、評価すべき制度だと認識を改めた。 次期京都市はぐくみプランにおいては、量の拡充から質の向上に方針を転換している。こども誰でも通園制度においては、質がしっかり担保されることはとても大事であり、利用できる施設の量を確保するだけでなく、しっかり人を配置し、設備を整えたりしなければ、この制度の質を担保することはできない。 一方で、資料P 16にある、試行的事業における0歳児の利用者4

	23名、1歳児252名が新たに施設利用者として発生すると、保育士を新たに0歳児に対しては約140名、1歳児では約50名、合計200名近くが必要になる。 これは現状に非常に矛盾しているもので、ただでさえ現場では保育士が不足している中で、新たに保育士が必要になり、どうやって質を担保していくのか、という問題が生じる。 今回の施策の対象になる子たちに光を当てていくことは必要であるが、その一方で施設側としては、体制確保という負担が生じることになる。当該事業を進めるためには、新たな保育士で対応するのではなく、京都の幼児教育・保育施設がこれまで培ってきた今の機能をしっかり活用していくことが大切だと思う。その中で、利用時間が10時間しかないことや、1時間当たり850円の補助金が低額であることなど、課題は満載であるが、質を担保していけるよう、進めていただきたい。 もう1点、国における施策の建付けとして、対象児童の年齢が3歳未満とされているが、全ての子どもたちをなんらかの施策の対象とすることができるよう、3歳児を含んだ3歳以下ととしていただきたい。満3歳児は教育無償化の対象になってくるが、それは別の話だと思う。福祉施策として、全ての子どもたちに光を当てられるよう、3歳児を含めるところについても議論いただきたい。
事務局	質の担保の部分では、藤本委員がおっしゃったとおり、既に多くの保育施設では未就園児に向けた取り組みを実施いただいている。今回試行的事業をお願いするに当たり、まずは一次預かり事業等の既存の枠組みの中で、無理のない範囲で始めていただきたい旨お願いさせていただいた。 そういった中で、質の担保という点においては、通常の保育における保育士等の配置基準を本市条例で定めているが、それと同様の基準で本制度を実施することとしており、今後新たに関連条例の策定等に当たっては、明確にその当たりの基準を規定していくことで、質を担保していきたい。 3歳児を含める、という点においては、国の制度であるところ、現状そういった動き等は把握していない。今後、実施状況や利用者ニーズ等を踏まえ、必要に応じて国へ意見していきたい。
中野委員	先ほど藤本委員もおっしゃられたが、量から質へ転換する保育にな

和泉委員	っていく中で、保育士として働いている立場としては、いつも見てる子ではないため、安全に保育することがとても大変であると思っており、他の保育士の方からも同様の感想があった。 子どものための事業であるため、何よりも子どもの安全が一番大事かと思う。特に資料P 16にもあるように0歳児が多く、普段の保育業務においても特に0歳児は保育するときに神経を使うので、安全に事業運営ができるよう、今後、国にフィードバックして本当に安全に遂行されるようお願いしたい。 加えて、本制度と一時預かり事業との違いについて、改めて御教示願いたい。 実施施設の募集について、利用者の1次募集の時点では13施設だったが、2次募集の時点では27施設増えて、合計40施設が利用できる状況になっており、個人的にすごいと思っている。実際に事業を実施される各施設において、制度を理解して新たな参加施設として申し込まれるのは、京都市からの丁寧な説明があってこそだと思う。 利用者にとっては、本制度の利用により、将来的に利用する保育所や幼稚園等の施設を知る足がかりになると感じている。 例えば、プレ保育に預けた保護者は、継続して同じ施設を利用することが多いので、本制度においても、保育認定を受けた後も継続して同じ施設を利用できるようになればよいのではないかな。 中野委員の質問書において、京都市が選定方法を回答されている中で、申込者を機械的に抽選されるということであったが、家庭の事情により、緊急的・優先的に利用させる必要がある場合も出てくると思う。例えば私の身近でも、お母さんと子どもさんの間でうまくいかず、児童相談所に何回か家に来てもらっているお話をお聞きすることがあり、そういう方たちは優先して預かって欲しいという気持ちになる。機械的に利用者を選定されることは公平性という観点では大切だとは思いますが、利用に当たって特別枠のようなものがあれば、子育てしている中でしんどいとか、気持ちを落ち着かせたいなという方にとって、助けになるんじゃないかと思う。
升光委員	先日、幼稚園協会主催で、園長研修会があり、こども誰でも通園制度が1つのテーマだったが、制度を試行実施されている園の方から、明るい顔で実施状況を御報告いただいた。 本制度に取り組むことで施設が明るくなり、利用している親子の皆

山田委員	さんが明るい顔になっていくとのことであつたが、そうすると、自然とまち全体が子育てをすることに対して明るくなる気がする。 受け入れるために量を確保をしていかないといけないが、まちが明るくなることは、未来の京都が明るくなるということで、一人ひとりが生きやすくなると思う。 京都では、人口流出が大きな課題になっているが、一人当たりの利用時間を１０時間ではなく、もっと利用できるようにするなど、まちの未来の計画を含めて、取り組みを広げたいと感じている。私自身も関係者として頑張りたいと思うので、働きやすく、住みやすく、過ごしやすく、子育てしやすいまちに、施設の枠組みを超えて、まち全体の未来の問題としてこれまでよりも踏み込んで考えていきたい。 こども誰でも通園制度は、私も子どもさんにとっても、親御さんにとっても、とてもいい影響があると思っており、大賛成である。 当園をマイ保育園として登録されている保護者の方が２０名ほどいらっしゃるところ、いろいろお悩み相談や情報提供をさせていただく中で、本制度の情報提供をさせていただいている。 当園は、面積的な問題や、定員を超えて利用者を受け入れているところであり、本制度に参加できていないが、２点確認したい。 １点は、利用者の里帰り出産等で２か月等短期間住所地から離れられた場合、施設側としてその間受け入れ枠に空きが生じるため、保育士数等受け入れ体制を確保できていれば、利用者に来ていただくことは問題がないのかということ。 もう１点は、こども誰でも通園制度を実施する際に土曜保育に限定し、地域参画型保育という形で、地域の方々に来ていただいて、在籍の子どもさんと一緒に関わっていただくようなことを考えている。土曜に受け入れる場合、当園は看護師等含めて全部で１０名在籍しているところ、スタッフをシフト制にして、土曜のみ実施する形でもいいのか教えていただきたい。 この制度を通して、京都の保育のよさを感じてもらいながら、保護者の心をリフレッシュし、また子どもたちにとっても集団の中での保育経験ができるなど、京都の保育のＰＲができるよう協力させていただきたい。
矢島委員	私どもの園では、こども誰でも通園制度を実施しており、実施園の立場でお話させていただく。

事務局	当園はこども誰でも通園制度のほか、一時預かり事業も実施しており、藤本委員がおっしゃるよう、園として備えていた機能・ノウハウを活かして本制度を実施できている。 こども誰でも通園制度を実施する前は、10時間という短時間で、そのお子さんをどんなふうに保育していけるのかという気はしていたが、一時預かりは、親支援がその趣旨である一方、こども誰でも通園制度は子どもの育ち支援が趣旨であることを感じながら実施できている。 短時間ではあるが、固定的な子どもさんを定期的に受け入れさせていただくことで、そのお子さんの育ちを職員とともに見続けていくこともできるし、育ちを保護者の方にお伝えすることもできるので、ともに喜び合うことができおり、試行的事業に参加してよかったと思っている。 まず、御質問のあった一時預かり事業との違いの部分であるが、一時預かり事業は保護者の休養や育児負担の軽減等という形で、今もお話しがあったとおり、保護者の立場からの制度である。 一方で、こども誰でも通園制度については子どものための制度であるというのが、国による制度的な建付けである。 ただ、実際のところ、両制度において、保育施設で違う過ごし方をされるということではなく、どちらの制度利用でも同じように受け入れていただいているのが実情。そういった観点では、保育していただいている施設からは、これまで一時預かり事業で積み重ねてきたノウハウを活かして、実施いただける事業であると思う。 利用者の立場からすると、制度的にどこが違うのかという声もあり、現に国の検討会でもそういった意見も出ているため、今後、制度的な棲み分け等をどうしていくかということについては、国の方でも引き続き議論されると聞いている。 こども誰でも通園制度においては、本年度の試行的事業では1時間当たり300円を上限に利用者負担をいただくということで施設ごとに徴収いただいている。徴収額の見直しについても国の方でまた改めて示されることとなっている。 また、利用者から保育施設への利用申込について、例えば、前月の15日までに翌月分の利用の申し込みが必要であったり、3日前まで随時申し込み受け付けていたり等、施設ごとに異なる形で予約を受け付け、予約の重複が発生した際には施設側で調整いただいている。こ
-----	--

	の点について、今後、国の方で予約用の総合支援システムが導入される予定であり、システム上空き枠が公開され、利用される方がまず施設に対し面談を申し込み、面談後施設の空き枠で預かりの申込をいただくという仕組みが想定されている。このシステムの詳細についても、今後国から説明される予定であり、分かり次第共有させていただく。 今年度の利用申込者の選定については、試行的事業ということもあり、非常に枠が限られていたため、機械的な抽選とさせていただいた。御意見いただいていたとおり世帯ごとの緊急度の違いや支援の必要性という観点もこの制度の中で盛り込んでいくという方針であるため、来年度に向けては要支援の子どもさんを一時的に保育、預かっているという形で、その間は保護者の方がレスパイトできるというような使い方も想定していかないといけないため、事業スキーム等は本市で検討しているところ。 山田委員から、産休で空いた２ヶ月等の短期間の枠において、子どもの受け入れができるのかや、土曜日での実施もできるのかということについてお尋ねいただいたが、今の制度でも、余裕活用型という形で、通常の保育の体制の中でその空いている枠を使って実施する形がある。 今年度については、年度末までの事業というところで、年度を通して枠を確保していただくようお願いをしているが、今後、システムで空き枠を設定できるようになると、施設に空きがあるときだけ募集いただくというようなやり方も可能になってくるかもしれないため、個別にお話を聞きながら進めたい。 土曜日での実施についても、制度的に土曜日に限定して実施いただくことは可能であるため、また御相談いただければ。
事務局	和泉委員より、支援が必要な家庭は優先的に利用できるように、といったお話があったが、一時預かり事業に関しては、今年１１月から、支援が必要な世帯に対し、利用勧奨及び措置制度を開始している。
川北部会長	まだまだ御意見等はあると思いますが、本市でも試行的に先行して始められているので、今年度実施した状況など、丁寧に現場の声等を聞いていただき、本格的な事業の実施につなげていただきたい。 それでは次の議題に移ります。

事務局	2つ目の議題、「第三期事業計画における需給調整の特例の取扱い」について、事務局から説明をお願いいたします。 ＜資料2＞を用いて説明＞
川北部会長	それではただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。
杉本委員	単なる質問だが、この見直し案の②の黒丸3番目にある、幼稚園併設の小規模保育事業の参考児童が2号に移行を希望する場合、小規模保育事業というのはその段階で廃止されるということか。
事務局	そのとおり。
和泉委員	本件に直接関連があるか分からないが、近くに認定こども園に移行する幼稚園があり、その園を利用されている親御さんが困ってらっしゃることをこの場で述べさせていただきたい。 具体的には、上の子が2人、その幼稚園を利用していたが、3人目の下の子も、その幼稚園を利用したいと思っていたが、認定こども園に移行することになり、その方は1・2号認定を受けられる世帯の状況ではなく、3号認定を受けられるかも微妙なところであるため、希望どおりの利用ができなさそうであるとのことであり、気になっているところ。 また、幼稚園から認定こども園に移行した園の対応で気になる点がある。ある幼稚園では、保育の時間が終わると、夕方に特定の教室に園児が集められ、そこで保育を受ける状態になっていると聞いた。認定こども園になってから、ずっと通常時の保育を受け続けられると思っていたら、実際はそうではなく、夕方の利用者はすごく増える状況でも、教室に集められた状態のまま保育を受けることになるという話らしい。 認定こども園に移行することで、多くの園児が教室に集められる保育に変わるという説明があったと聞いており、保育の質の担保に疑問がある。 そのため、認定こども園に移行するとなったときに、こういった説明をされているのかが気になっており、市としても把握された方がよいと思う。

杉本委員	今のお話について、京都市からは説明しにくいところがあると思うので代わりにお答えするが、今は認定こども園に移行することに制限がなく、各幼稚園や保育園は、設備等の基準を満たしさえすれば、認定こども園に移行できることとなっている。市の基準を満たし、移行した園の以後の運営については、京都市ではなく、施設による判断となっている。 和泉委員がおっしゃるように、ずっと1つのクラスとして保育していくとか、幼稚園として3時ごろまでは従来の保育として対応し、そこから先の時間は1つの教室にまとめて保育するというのも運営の形の一つとしてはありえる。
藤本委員	幼稚園側の意見として述べさせていただく。 新制度が始まって10年の節目なので、いろいろなルールを見直していくということが必要だと思うが、この部会においてはずっと数字とかお金とか人数ばかりを追いかけて、根本的な京都市の子育て文化など、そういう本質的なところに触れられないままであることが大変残念に思う。 資料2-2の見直し案について、納得せざるをえないと思っているが、団体としては納得し切れないというのが本音。 例えば、全市的に9,000人の供給過剰が発生する見込みの中、いわゆる預かり保育利用者の2・3号枠への振替が保育の供給量拡大に繋がっているとあるが、幼稚園側の立場から言うと、これは言語道断。京都市から待機児童がいっぱいいるから、幼稚園の預かり保育で受け入れをしてほしいと言われて、幼稚園としてこれまで充実させてきたもの。 こういった分析をされると、これまでの京都市の子育て施策に協力してきた身としては非常に複雑な思いである。 保育の量の供給過剰は様々なことが絡み合って発生しているものではあるが、第一義的に、京都市が量を増やしすぎたという責任があるにも関わらず、自らは何の責任も取らず、幼稚園の預かり保育の振替枠を廃止するというのはあんまりではないか。 これまで団体として、預かり保育をしっかりと充実させてきており、当園でも今日は終業式が終わっているものの、預かり保育で60名を預かることになっている。 そういう実態があり、その結果、待機児童が少しでも減ることにつ

川北部会長	ながら、質の高い保育が提供できてきている。そういった努力をしている幼稚園が認定こども園に移行したときに、振替枠を廃止し、はしごを外されるというのはまったくもって理解できない。 感情論でなく、京都市が量の見込みを見誤っており、現実として今の幼稚園で預かり保育を利用してる実態があるにも関わらず、実態を無視した運用を認めてしまうことは、保護者の存在というものを議論の外に置き、数字だけを見ているようである。子ども子育て支援法は、受給する主体者は保護者・こどもである。 施設ではなく、保護者に対して、しっかりと世帯の状況に見合った保育を提供しているから、施設にお金が必要な状況になっている。 利用者が保育をしっかり享受するための子ども子育て支援法であり、利用している保護者が、認定こども園なったときに2号認定を受けられる人と認定を受けられず新2号認定になる方が発生し、利用者間で格差が発生するのは本当におかしいと思う。 折衷案で卒業までは利用できるように枠を確保するとのことであるが、それもまた違う。預かり保育の機能に対して、当然確保されるべき移行枠が、対象児童の卒園と同時になくなるのは納得できない。 今回の見直し案を実施していくに当たり、条件を2つ述べさせていただく。 資料の2-2の「5 留意事項」の(2)に記載の内容で今回は歩み寄ることとしかないと考えているが、5年後の次期事業計画を見直す際には、現行のルールがある前提で議論するのではなく、ゼロベースで次の5年間はどのようにするか考えるべきである。認定こども園に移行した園で2号認定を受け、保育を受けたい方が、同じ園では空きがないため、他の施設に行かなければならない。そうした実態を、課題認識し議論を向けていくべきということが1点。 もう一つ、この見直し案について、5年間そのままの運用をしつづけるのではなく、都度の検討を行うべきである。この議題だけでなく、新しい課題に対して都度向き合っていくべきである。 この2つを条件としたうえで、提示された見直し案については致し方ないと考えている。 今後、そういう姿勢で臨んでいただけるかどうかお返事をいただきたい。 他に御意見がないようであれば、藤本委員からの御発言も含めて、事務局の方から、京都市としてのお考えをお聞かせいただきたい。
-------	---

事務局	これまでの待機児童対策において、幼稚園・保育園ともに多大な御協力をいただき、待機児童ゼロを継続できるようになっていることについて、まったく否定するものではなく、本当に感謝している。 今回の見直しについては、藤本委員から御指摘があったが、預かり保育をなくすというのではなく、認定こども園に移行する際に、2号の定員枠が拡大することに対し、拡大しないようにしたいということが趣旨である。 一方で、結果として、これまで幼稚園が移行する際の定員枠が特例枠という形となり、恒久的に維持されることではなくなるという点も事実である。 子どもの状況や市が定員の供給量に対して責任をもっていくべきであるという御意見はごもっともであり、我々としても十分認識している。引き続き、次期事業計画期間の5年間、2号の定員の状況について、需給バランスも含めてしっかり確認・見直しをしていきたいと考えている。
事務局	和泉委員がおっしゃられた、知り合いのお子さんについては、詳しい状況がわからず、その方の就労の状況等いろいろなことが関係してくるため、この場でお答えしにくい。 何か保育利用に支障があれば御本人から直接幼保総合支援室までお問い合わせいただきたい。
川北部会長	それでは3つ目の議題、「認定こども園等における利用調整の見直し案の検討について」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	＜資料3＞を用いて説明＞ ※ 吉田委員から、事前に御意見の共有があったため、事務局から回答 (以下、吉田委員からの御意見に対する回答) また、吉田委員から、本件について事前に幾つかの疑問と具体的なケースの検証ということで、3点の御指摘をいただいている。 1点目の御指摘について、認定こども園の利用調整を緩和したとしても、第1希望者の中で優先利用を調整するため、より優先度が高い家庭が保育を利用できなくなるということはほとんどないと思われる。そのため、具体的な想定ケースをお示しいただきたいということでいただいている。

そうしたケースについて、現状で検討している状況を、口頭のため単純化して御説明させていただく。保育園を第1希望、認定こども園を第2希望とするAさん。認定こども園を第1希望、保育園を第2希望とするBさんを仮定する。このとき、Aさんの方が保育の優先度が高い、要はポイントが高い状況であっても、第1希望も第2希望も利用できないというケースが起こりうるということがシミュレーションの中で生じた。同じ状況でも、現状の調整であれば、AさんもBさんも保育利用可能となることが確認できた。

2点目の御指摘について、利用調整の緩和は、認定こども園等の直接契約による施設の場合であり、一般の保育所は該当せず、京都市においては認定こども園の数が多いわけではないため、利用調整の影響が相対的に軽微であると考えられる。認定こども園等の直接契約による施設の配置状況を勘案した需給バランスをシミュレーションしていただきたい、といただいている。

こちらについて、本市の特定教育・保育施設・事業所のうち、市との委託契約である保育園等は、令和6年4月の定員19,452人分となっており、それに対して、認定こども園・小規模保育事業所等の直接契約施設・事業所は11,405人分となっており、全体の37%が直接契約施設となっている。また、令和7年度に向けて認定こども園に移行した施設が保育園で15施設、幼稚園で5施設あり、20施設が移行しており、今後も移行園は発生するため、直接契約施設の割合はさらに高まっていく。

またあわせて、各施設の定員割れ対策として、定員適正化の取り組みを進めており、各施設の定員は減少傾向である。定員受入枠と利用希望者の差は必ずしも拡大一辺倒というわけではなく、需給バランスの緊張状況が続くことが見込まれる。このような状況で、直接契約施設を利用調整の対象外とし、保育所等のみで利用調整を行うということは困難であると考えている。

3点目の御指摘について、利用調整の緩和は、市内の設置区域や年齢区分によって限定的に認めることも可能であるとされているため、より供給過剰となっている地域に限定して導入することや、3歳以上の2号認定の子どもに限定して、利用調整の緩和を行うことが考えられる。こうした場合のシミュレーションを行っていただきたい、といただいている。

おっしゃられているとおり、実施する場合は、御提案のとおり段階的に進めるということは考えられる。まず、特定の地域に限定した試

	行実施について検討すると、利用調整の実務を考慮した場合、最小でも行政区単位になることが見込まれる。行政区単位で利用調整が比較的容易な区域はありそうに思われるが、実際のところは区域内の需給の濃淡がある。また、直接契約と委託契約施設の割合は、行政区によって異なるという状況もあり、どの行政区を選ぶかによって利用調整に大きな影響が及ぶことが考えられる。一部地域が先行して開始するという手法自体は、将来的な方策として考えられるが、実際に実施する場合には、保育利用に支障がないレベルであるのか、行政による綿密な検討がまず必要であり、これに加えて、幼保推進部会での十分な議論を踏まえたうえで進めていくということが必要なるため、慎重な検討が必要と考えている。 次に、2号認定の子どもだけ先行で実施してみるというシミュレーションについては、シミュレーションできるのか、どんな手法で実施するのかという点について検討する必要がある。シミュレーションではないが、検証はしていて、東京の特別区や一部自治体において、2号認定の子どもに限定して実施しているところがあるが、実施状況は極めて限定的な運用である。実施都市に確認したところ、直接契約の施設事業所のうち、移行前の幼稚園の直接契約の文化継承を目的として限られた施設のみ実施している等、すべての直接契約施設で実施している自治体はなかった。今般、児童数の減少状況を踏まえて、新たに利用調整の緩和に踏み切ったという自治体は1つもないという状況であり、同様の背景で実施したモデルがない中では慎重な検討が必要と考えている。
川北部会長	では、続いて杉本委員から事前に提出いただいていた意見について、御説明をお願いいたします。
杉本委員	京都市が第3期も一般的な利用調整を続けていきたい理由が、提供した資料に抜粋してあるが、「利用調整を緩和することについては慎重に考える必要がある」という結論になっている。しかし、このような局所的現象をもって、市域全体のこととみなすことは非常に不合理。 子ども・子育て支援法においても、保護者希望を優先・尊重することが求められている。 保護者がより良いところに入園させようとする限り、いつまでも相対的な人気園はなくなる。そもそも、利用希望者が望む施設に望

む時期に入園できることが、市民への究極の保育サービスであるが、望む施設を選択する限り、人気園は存在することになる。

資料P 3－1 2の太枠の中の中段に「(イ) 直接契約施設・事業である認定こども園が、それぞれ第1希望で利用希望する保護者の中から、利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法をとることも可能とする」という記載があるが、これは要は施設ごとによる利用調整の実施のことである。従って、単純に利用調整を緩和するというのではなく、現在の利用調整の方法は、行政区の中に存在する保育園等のどこに申し込まれても構わないが、ポイントの高い方が人気園に集中し、例えば3人しか枠がない場合5人の申し込みがあると2人はその施設を利用できない。落選した方は、その方の第2希望園でまた利用調整される。その際には落選して第2希望園に回された方のポイントが高いと、他の第1希望にしていた方を飛び越えて、利用調整される。これが行政区単位で行っている従来の京都市の利用調整。

この方法がおかしいので、第1希望のところにまず利用希望者が申し込んで並ぶことが大事だと思う。そうすれば、ポイントが高い方は入園することができる。先ほど和泉委員がおっしゃった、上の子2人が入園できていたのに、3人目の子どもが入園できないというのは、その園が認定こども園に変わったからである。認定こども園に変わっても、3人目の子どもが3歳児であれば、就労要件のない1号認定を受けて幼稚園に入園できる。

ところが、2号認定を受けて、長い時間の保育を受けたいと思うと、これは就労証明書が必須となり、保育ポイントでの争いになる。このとき、上の子が通園していても、ポイントの高い人がその枠を埋めてしまうと、残念ながら、上の2人のきょうだいも通園していたのに、下の子は入園できなくなるということになる。

そうしたことが起こるので、2号認定を諦めて、1号認定を受けてその園を利用し、預かり保育で夕方まで預かってもらうしかその園を利用する手段がなくなる。

本来は、どなたであっても、保育認定を受けて特定園へ行きたいと思えば、そこへ申し込み、順番を待てばよいという仕組みであるべき。

その方が11月に入りたいと思えば、11月入園を目指して順番を待っておけばよい。そこに空き枠があれば、その順番待ちしている人の中で、行政がポイントにより利用調整すればよい。1号認定の場合はポイントは関係ないが、2号認定とか3号認定を受けて保育利用する場合は、希望する方の中でポイントによる利用調整が必要で、これ

は園長が決めるわけにいかない。

施設に3人の空き枠があって5人の申し込みがあれば、そのどなたが利用できるかは、福祉事務所がポイントで3人を決める。

特定園を希望する方を希望通り利用してもらえば、ほとんどの人は第1希望の施設の利用をまず望んでるわけで、今の待機児童の状況を鑑みると、希望通り入園できることになるはず。

仮にその時点で希望通り入園できなくても、3か月待てば、4か月待てば、来年の4月だったら、入園できる、とか自分の利用時期が見えてくることになる。

ところが今の利用調整の方法だと、希望者の取りこぼしがあるし、福祉事務所が利用者を決めるので2月ごろにならないとはっきり利用者が分からない。希望園を利用できないという結果が急に示され、その後、4月からの保育利用をどうしようかと、慌てなければならないということになり、自分のライフサイクルが狂ってくる。

だから、私は利用者の第1希望のところにみんな申し込んでおいたらいと思う。利用希望がいつであっても、希望する時期を指定して、ひと月ごとぐらいに枠が空いたら誰を入れるか福祉事務所が決めればよいということを提案している。

これまでどおり全体で区ごとに利用調整するというのは絶対やめるべき。京都市は先進都市であるため、他都市が実施していないとかそんな後ろ向きの考えでなく、他都市に先駆けて一番で実施するべき。

今回の京都市の説明は、最初から今までのやり方を死守しようとする詭弁としか聞こえない。

来年4月の利用調整にはもう間に合わないが、再来年の4月を目指して、申込書は保育園も認定こども園も各施設に申し込んでもらい、そのときに合わせて面接して利用調整すれば、タイムリーに希望者の利用を受け付けられるのでいいのではないかと思う。

また、資料P3-3に記載の図には誤りがある。未だに4月が入園時期だと思い込んでいる。これまで4月入園は従来の待機児童が多いときに卒園児が一気に抜ける枠の中で入園させるため、4月を目指して調整してきたが、今や年度途中でも空いている枠が施設の再編や保護者の転勤等で発生している。施設としてはその空き枠を埋めたいし、利用を希望する方がいらっしゃればそのときに入園できるのが一番いい。

12月に通常の利用調整が開始され、それまでの申込書を福祉事務

藤本委員	所でまとめ、ポイントに応じて並びかえ、利用できる施設を決めているというふうなことをやっているのが利用調整。 そんなことをしなくても保護者が自分で希望園に行って申し込みばよい。保護者も第1希望の施設じゃないと絶対だめという人ばかりではない。複数園で迷って、例えばこの園は車を停めやすいなどの理由からその園を希望する保護者もいる。そういう保護者は、実際に施設へ行って申し込んで面談するだけで、その施設がどういった申込状況か分かるので、申込みが多いようであれば、あちらの園に希望を変更しようかなといったことができる。そういう流れの方が市民にとっても自由に施設を選べるし、利用の見込み等も分かりやすい。 市民サービスの向上が一番大事だと思うし、それによって各園は切磋琢磨し、より保護者に喜んでもらえる、子どもにも喜んでもらえることを一生懸命やっていって、選ばれる園になっていかなければならないということになる。 結論としては、利用調整は緩和でなく、施設ごとで実施していただくように手法を変更していただきたい。施設ごとに、申込数は多いが3歳の枠は空いている等、空き状況がまちまちである。 需要と供給は生き物のように流動的な状態なので、保護者にとっても、いつも4月入園ということにするのではなく、希望入園時期を決めて第1希望の施設に申込みに行く。そういう形で保護者自身が各施設への申込状況を知ったうえで申し込んでいくことで、希望園を変えるなど、自然に利用調整ができていくんじゃないかと思う。 なお、保育園も本来いつ入園してもいいため、基本的には認定こども園と何も変わらない。京都市が示している資料P3-3の対応イメージ図で見ると、先行利用調整されているように見えるが、これは4月入園が基準になっているから先行したように見えているもので、平時からも入園できるよう入園時期の考え方を変えていけば一斉の選考も何もないため、そういう方法がいいのではないかと思う。 幼稚園を利用いただいている保護者にも、働いているお母さんが随分増えている。幼稚園の入園の時期については、毎年9月から願書を配付し、10月1日からの申込みというルールで実施しているが、最近では保育園と併願するという方もいらっしゃる。 保育園の選考結果が出るのは2月末です、と言われた保護者は、保険の意味で幼稚園でも願書を受け取ってもらいたいと園の方に言っている。
------	--

内海委員	事務的な内部の調整はよいが、保護者の方たちの仕事の多くは4月から始まるとなったときに、まだ保育園が決まらないという状態が続いてるのはどこかで見直すべきだと思う。 その点において、杉本先生がおっしゃることは一定理解できる。前に升光委員もおっしゃっていたが、思い切ってどこかでみんなが一緒にの時期に例えば9月や10月頃に、次年度のことが決まるというのが保護者、幼稚園、認定こども園、保育園にとって理想的なのかと思う。 ただ、今は認定こども園の立場でお話があったが、保育所がこの提案にちゃんと合意して入っていただかないといけない。今の子どもが減っている状況、定員が割れている保育園の状況で認定こども園だけ先行して利用調整してしまうと、多くの保育園は困ることになる。みんなが合意していくためにはショートステップで進めていくべきことかと思う。この提案に直ちに反対はしないが、いろいろな形の施設が同じように足並みを揃えていかないと混乱が生じるし、保育園連盟の中でもしっかり合意形成される必要はあると思う。 合意のない中で認定こども園が先に実施してしまうと規律が保たれない。利用調整時期についておっしゃられていたが、やはり日本は4月入学が基本である。学校教育法でもそうだし、会社もやっぱり4月の入社式。こう考えると、4月に向けて調整していくという流れは一般的だと思う。 幼稚園としてはそんな思いで聞かせていただいた。 保育園連盟としては、認定こども園と保育園の両方が加盟されており、それぞれの立場からいろいろと御意見を聞いている。 4月に向けての入所の手続きは、やっぱり同じ時期に認定こども園も幼稚園も保育園も実施いただき、次の年の目途が立つように、少し前倒しにしていただけたらとは思っている。 年度途中でも希望が多いのは実際そのとおりで、育児休業等で1歳を超えたその年度における途中入所の希望が多いのは確か。 子どもの数が見込めないという現状を考えると、今すぐに第1希望の施設に年度途中でも入所を認めるというよりは、子どもの数も含め、議論を継続していくことが適切。この事業計画の5年間で、中間見直しでの再検討にするのではなく、随時、継続していろいろな意見を聞きながら京都市においても検討を進めていただけるものと理解した。少子化に当たり、各保育施設がしっかりと立ち上がっていかないとけないということも含め、5年間の間にしっかりと議論していく
-------------	--

川北部会長	ことが大事だと思う。 今それぞれの立場からご意見いただきましたが、それを踏まえて、事務局の方から改めて見解等よろしくお願いします。
事務局	直接契約施設における利用調整の緩和制度というのは、保育利用の状況に余裕があるという条件の下で、子ども子育て会議、すなわち幼保推進部会のこの場で了承を得ることが求められている。本件については実施に至るまでに本部会において、確かな制度理解のうえで、導入のメリット・デメリットを十分吟味する必要があるため、本日はそのキックオフとして各団体等の立場から様々な意見いただき、大変有意義であった。 本市の考え方としては、緩和の実施が時期尚早だということであるが、これに加えて、御意見としていただいたとおり、当該制度実施による一部施設への影響や施設の利用を希望される保護者においてこういった効果があるのかといったことについて慎重に検討する必要があるということも含めて、時期尚早という結論である。 緩和を実施すること自体を否定するというものではないが、しっかり検討していく必要があると思っている。今後も状況を注視し、幼保推進部会の場で御意見をいただきながら検討して参りたい。
杉本委員	先ほどの藤本委員の意見だが、4月入園の調整にこだわりすぎているのではないか。 保護者が保育を必要とするタイミングは急に勃発する。どんどん子どものため、望む施設に入園させられたらそれはベストだが、そうでなくとも、少なくともこの施設へ私は入園したいという意思を表し、その結果、ルール上待たされて翌年の4月入園になったとしてもこれは仕方がない。 一方、現状のようにまとめて、ポイントの高い人を優先して利用調整を行っていくのは、今の時代には合っていないと思う。 今、京都市のホームページで、11月15日で締め切られた保育園、認定こども園の申込数、募集人数の表があるが、数が激減している。今年に限らず去年も一昨年もそうであった。募集人数に対し、少ししか減らない、あるいは同数の申込みがある状況は、まだましな方である。今でも60人定員のところ、30人しか申込みがない等の状況が発生している中で、今後5年間この状況を放置すると、もっと大変な

事務局	ことが起きる。 今の280ほどある施設が徐々になくなっていってしまい、そうになると、利用している子どもや保護者はどうすればいいのか。それを各園がもっと努力していくような仕組みを作るには、インセンティブが働くよう、第1希望の施設に申し込んでいただくということしかない。 申し込んだうで入園できないのは、ある程度仕方がないが、保護者が望む施設に申し込みをすることが、保護者サービスの観点では非常に重要になってくる。そして、それは保育の質を結果的に高めていくことになると思うので、今後5年間、現状の利用調整を維持し続けるのは絶対によろしくないと思う。 令和8年度から実施するようなことを考えてもらわないと、運営が大変になる施設がたくさん出てきてしまうので、ぜひ1年とか、もっと短いスパンで幼保推進部会を開催して欲しいと思う。 今私が申し上げてることは、ただ単に第一希望のところに申し込むというだけの話であり、京都市としては、追加の予算も何も要らないはずなのに、非常に抵抗感を示される。 少なくとも1年先を見越したうで、様々なケースをシミュレーションしていくための幼保推進部会を開催して欲しいと願う。 杉本委員がおっしゃったことについて、我々としては、優先順位の問題だと認識している。 例えばきょうだい児ポイントを加算するなど、保育の必要性について、保護者の状況に寄り添いながら、優先度を決めてるのが今の利用調整の考え方。 近年、就学前児童数が非常に大きく減少して、保護者が希望される施設に入園したいという気持ちに対して、どこまで酌み取れるかということと、保育の優先度とをどう調和していくかということが、課題として投げかけられていると感じている。 今でも、申し込みが殺到する園は存在しており、その園に対しては、京都市においてできるだけ多くの方の希望を叶えられるよう、丁寧な利用調整を行っているところ。 結果として、令和6年度当初でも200名余りの応募者の方が、いわゆる特定園を希望し、そこに入園できない状況であり、引き続き、待機児童ではないが、保育施設を利用しない保護者がいらっしゃる。ここをどう見るかがポイントで、御提案いただいている方向で利用
-----	--

川北部会長	者を決めれば、その２００名余りの方が入園できるかもしれないが、その一方で、もしかしたら優先度が高い保護者が保育利用できなくなるかもしれない。 先ほどの需給調整の特例の話とも関わってくるが、子どもの数が大きく減少している状況が続いていることは認識しているので、引き続き、現状を的確かつ適切な時期にきちんと見直せるよう、我々も真摯に受けとめて対応していきたいと思っている。 お金は掛からなくても、行政サイドのルールを変えていくに当たっては、長い時間をかけ丁寧に議論していく必要があると思うので、この短い時間で結論を得るということは難しいかもしれません。 今後も引き続き、必要に応じて、この議題の検討を続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
川北部会長	事務局から挙げられている議題は以上になりますが、前回の幼保推進部会において、矢島委員をはじめ複数の委員の方から、次期京都市はぐくみプランの策定に当たり、部会としてどのような想いを込めてこのプランの検討を重ねてきたのか、その想いを何らかの形で表明できないか、といった御意見がありました。 そうした御意見を踏まえ、次期京都市はぐくみプランの策定に当たり、本部会として想いを込めた決意を表明するのか等、改めて委員の皆様のお意見を伺いできればと思います。 では、前回の部会で本件に係る口火を切っていただいた矢島委員から、改めて御意見賜りたいと思います。
矢島委員	前回の部会でも意見を述べさせていただきましたけれども、現行プランの策定に当たっても、私自身、委員として関わった。現行プランも幾つかの部会があり、最後にそれぞれの部会の想いをはぐくみ推進審議会からの提言としてプラン本冊にまとめた。 次期プランの検討に当たっても、この幼保推進部会において、各委員が今までそれぞれ様々な意見を持って臨んできた。しかしながら、限られた時間の中でもあり、意見が平行線であったり、収束し切れないことも多々あったかというふうに思っている。そうしたことを含めて、この幼保推進部会として、幼児教育・保育に関する内容に特化した、意見書を作成してはどうかと思っている。 子育てに関わる人たちに対して、また、関わらない人たちに対して

川北部会長	も、こども真ん中社会の実現に向けて、社会全体の意識を改革していくという役割がこの意見書から発せられたらよい思っている。 それではただいまのお話を踏まえ、部会としての意見書をまとめるということになった場合、何か注意点等あれば事務局の方から先にお伝えいただければと思います。
事務局	次期プランの策定・公開に合わせて、意見書を公開する必要があるため、遅くとも令和7年3月時点で完成していることが必要。事務的に各委員からの御意見の集約・修正にお時間を要することが見込まれるため、差し支えなければ原案の作成及び修正意見の反映作業を、事務局において実施させていただければと思っているため、この点について後ほど御意見いただきたい。 また、前回のはぐくみ推進審議会において、川北部会長から、部会としてはプラン策定に対する想いを意見書等で決意表明していきたい旨、御発言いただいたが、審議会の安保会長からは、あくまで法定事業計画であるため、想いといった主観的な要素を盛り込むことは難しいとのお話があり、プラン本体には盛り込まないこととなっている。 一方で、前回の幼保推進部会での議論にあったように、プランは策定して終わりというものではないため、意見書をまとめる場合は、「京都市はぐくみプラン推進に当たっての幼保推進部会からの意見書」という形で取りまとめ、それを京都市に提出いただくという形になるかと思う。
川北部会長	それでは今の矢島委員からのお話と、それから事務局のお話を踏まえまして、御意見があればお願いいたします。
杉本委員	次期京都市はぐくみプランにおいては、子ども若者はぐくみ局だけでなく、教育委員会も含まれているということでよいか。
事務局	組織としては、子ども若者はぐくみ局と教育委員会は別組織である。 例えば、子ども若者はぐくみ局では、私立幼稚園の所管をし、教育委員会では、市立幼稚園を所管しており、組織としては別であるが、今回策定する次期京都市はぐくみプランは京都市として策定するも

杉本委員	ので、教育委員会が所管する事項も含む。 子ども若者はぐくみ局においては、福祉局のような感じを受けている。本来子どもの教育の部分も所管として含まれているはずなのに、教育の部分が薄く、福祉の部分が大部分のように感じている。 本来教育分野の取組がもっと含まれて親へのアプローチ等も含めて、教育というのがどれだけ大事か、こども真ん中社会というのは、単に福祉レベルのことでセーフティーネットがあったらいいのではなく、教育の楽しさを伝えるようなことも大事だと思う。 教育部分があまりないような気がするので、もう少し幼保推進部会では教育面も含めた方向性を打ち出していくべきではないかと思う。
升光委員	本部会は、幼児教育・保育の推進部会であるため、もちろん子どもたち、保護者の方々、そして、まちの人たちも含めて、1つの施設を通してっていうのはスケールが大きいとは思いますが、幼児教育・保育という面から子どもが育ち、子育てが行われるという視点で、新しいプランに対する願いのようなものが描かれるのは非常にいいなと思う。 プランの具体的なことに対してではなく、その枠の外から、ロマンをプランに対して送ることができたらいいなと思う。
藤本委員	こうした想いをつづるということはとても大事だと思うし、そこには杉本先生おっしゃったような教育的な視点というのもとても大事だと思う。 この部会は、はからずも数の話ばかりしているが、本当はそうした数等の話ではなく、本当に子育てって素晴らしい、価値がある、みんなで助け合おうよといった、社会的な提言をしていくべき。保育所をどうするとか、ゼロ歳児保育をどうするかとか、目先のことで少子化がどうこうではなく、保育という仕事の素晴らしさを含め、もっとこの国のこれからの未来を明るくできるようなところをぜひ書き込んで明示していただきたいと思う。
和泉委員	息子・娘と一緒に、次期京都市はぐくみプランに係るパブリックコメントへ回答させていただいた。中学校にもちゃんと届いていた。 子どもたちが言うには、僕たちは自分のお母さんがこういった審議会等に参加しているから、いろんな人が僕たちのことを考えて、こうやっていろいろ決めてくださっているということは分かるが、多分他

矢島委員	の人には伝わっておらず、もったいないと思うとのこと。 どういう人たちが、どういう想いでプランを作ったのかを伝えた方が、子どもたちとしても感じるものがあったんだと思っている。 皆様がおっしゃっている意見に本当に同感。 こども真ん中社会と言われているが、なかなか子どもが真ん中になっていかない現実がある。こども大綱などが制定され、それらを踏まえて、本当のこども真ん中社会が実現されるために、このプランが1つのアクションとして機能していくことを切に願っている。市民の皆さんからの意見もパブリックコメントで聴取されてるところだと思うので、それらも加味していただきたい。
富田委員	見学に来られた保護者でも、切羽詰まってる方もいらっしゃる、まだ育休が延ばせるんですっていう保護者もおられる。もう少し入園遅くてもいいんじゃないのと感じた保護者の方と話していると、他の園に見学に行ったときに、同じことを言われたとお聞きし、他園も同じことを保護者に対して思ってるんだなっていうところでほっこりした。 保護者が切羽詰まりながら保育園に早く行かなくちゃいけない、みんなが行っている人気の施設がどこの園、というような情報ばかりが先行して、見学に来られてお話しすると、もうちょっと入園まで待てる、まだ急がなくてもいいんじゃないんですかっていうことを言ってあげられた。 藤本委員がおっしゃっていた、子どもに光がさして子どもが元気になり、未来の京都が元気になって明るい子育てができるというふうに繋がっていくことになるのかと思うと、一生懸命子育てされる保護者に対して私たちが何をしてあげられるか、京都の子育てに繋がっていくのかを感じながら、本日の議論を聞いていた。 第1希望の施設に入所できるのが一番だが、希望通りに入園できない方もいらっしゃる、それも途中入園もいっぱいいる中で、何かできればという思いはあるが、いろいろなことを含めて、子育てに関わっていった支援してあげられたらいいな、という思いを日々持っている。
丸橋委員	皆さんの意見をお聞きしていると、すごく大事なこといっぱいおっしゃってくださり、私にしたら細かいことより、もっと大きなことが

中野委員	気になってしまい、発言しなかった。 京都市の教育全体に向けてどのような子どもたちを育てていきたいか、非常に幼児期の過ごし方が大事。私は保護者から利用施設に関して個別の相談を受けているが、施設からも保護者に対してどうしたらよりよくなるのかということを知りたい。 京都市の幼稚園・保育園はほとんど公立がないので、施設ごとに非常に特色があり、合わない園に入った方が苦勞されているということもあり、地域の園の皆さんが協力してくれたのかなとか、自身として細かいことでも何かもっとできることはあると感じている。 次期京都市はぐくみプランのやさしい版について、私も子どもと一緒にパブリックコメントへ回答したが、市民しんぶんや教育委員会の連絡用アプリ「すぐる」等でも広報されているのをチェックした。 子どもたちからそういった話を聞く機会がなかったが、子どももいろいろな意見をちゃんと言ってくれたので、子どもたちなりにもいろいろ考えがあり、話を聞いてみるのがいいなとは思った。市役所は何をしているところなのかとか、誰がプランを作ったんだとか、プランを作ったのは私たち、みたいなことを話す機会となった。 醍醐支所の前を通るたびに、ここが役所だとか意識するきっかけになり、ここにいる人がこうしたプラン等を書いてくれてるんだ、と子どもたちに伝えるいい機会になり、子どももそういうことに興味持つ機会になった。 パブリックコメントの回答を作ることでいろいろと気付きがあり、すごくよかったなと思う。これからも、市役所がアピールや広報をすぐる等を使ってしていただけたらいいなと思った。
川北部会長	ただいま御意見いただきましたとおり、幼保推進部会として京都市の幼児教育・保育分野における決意表明ということで意見書を作成するものとさせていただきたいと思います。 先ほどから、量や数字のことばかりというお話がありましたが、基本的なところではありますが、数字がなければ何も動かない。 ただ、今は量の次は質だ、みたいな話によくなるが、やはり質について最初から量とともに考えていかないといけないことだと思います。幼保推進部会において、今後も引き続き、皆様と考え続けていきたいと思っています。 また、先ほど事務局から提案があったとおり、事務局において意見

事務局	書の原案の作成及び各委員からの修正意見の取りまとめ等をお願いすることとし、年度内の作成に向けてスケジュール管理等を合わせてお願いすることといたします。お手元の御意見票にも追加の意見があればお書きいただき、提出いただければと思います。 年度内の作成は、結構タイトなスケジュールかと思いますが、フィードバックしていただくため、スケジュール管理と併せて、よろしくお願いいたします。 それでは本日は以上となります。 事務局に進行をお返しいたします。 川北部会長ありがとうございました。 意見書原案の各委員への提示につきましては、年明け以降になると思いますが、追って皆様に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは本日はお忙しい中本当に長時間にわたってご議論いただき、厚く御礼を申し上げます。 以上で、令和6年度第3回幼保推進部会を終了させていただきます。 ありがとうございました。
-----	--